

改正障害者雇用促進法のポイント

～4月1日までに何をしなければならないのか、メンタルヘルス休職者への対応に影響はあるか～

●プログラム●

【開催主旨】

障害者雇用促進法の改正により、平成28年4月から、全ての事業主に対して、障害を理由とする差別的取扱いが禁止されるとともに、障害者に対する合理的配慮の提供が法的義務として課されることになりました。

特に合理的配慮の提供については何をどこまでしなければならないのかわかりにくく、各企業とも手探りの対応を強いられることとなるとと思いますが、本セミナーでは、各企業に対し、改正法施行までに改正法について理解しておかなければならないこと、準備しておかなければならないことを知識として提供することを目的とするものです。

- ◆日時：2016年2月4日（木） 13:30～16:30
- ◆会場：東京・麹町 「企業研究会 セミナールーム」
- ◆講師：第一芙蓉法律事務所 弁護士 小鍛冶 広道氏

【略歴】

1996年 早稲田大学法学部卒業

1998年 弁護士登録 第一東京弁護士会

企業側の人事・労務問題を中心に弁護士業務に従事している。

本セミナーに関連する著作等として以下のものがある。

- ・「法令解説 障害者に対する差別禁止・合理的配慮の提供義務の法制化」（労務行政『労政時報』、第3876号）
- ・（座談会）「今後の障害者雇用のあり方と企業の対応を考える-精神障害者の雇用にかかわる実務上の課題を中心に」（産労総合研究所『労務事情』、2015年1月1・15合併号）

●参加要領●

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛 **FAX 03-5215-0951**

*当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からもお申込みいただけます

●受講料● 1名（税込み、資料代含む）

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	35,640円	本体価格 33,000円

- 申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてにFAXいただくか、当会ホームページからお申し込みください。後日（開催日1週間～10日前までに）受講票・請求書をお送り致します。
- 申込書をFAXにてご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。
- 会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより【TOP】→【公開セミナー】→【よくあるご質問】をご参照下さい。
- 最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。ご了承ください。

一般社団法人企業研究会

担当：村野 E-mail murano@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

TEL 03-5215-3550 FAX 03-5215-0951

151697-0503	※ 2016.2.4 改正障害者雇用促進法のポイント		
会社名			
住所	〒		
TEL	FAX		
部課 役職		フリガナ お名前	
e-mail			
部課 役職		フリガナ お名前	
e-mail			

*申込書にご記入頂きました個人情報、本研究会に関する確認・連絡及び弊会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

改正障害者雇用促進法のポイント

～4月1日までに何をしなければならないのか、メンタルヘルス休職者への対応に影響はあるか～

1. 障害者雇用促進法改正（平成28年4月1日）の全体像
2. 対象となる「障害者」とは
3. 「差別禁止」のポイント
4. 「合理的配慮の提供義務」のポイント
5. 改正法違反の私法上の効果
6. 法改正の私傷病休職制度への影響